

2026 年度 関東学院大学若手研究奨励制度公募要領

関東学院大学若手研究奨励制度とは、関東学院大学若手研究奨励制度規程に基づき、本学の若手研究者における研究活動の活性化のために必要な助成を行い、もって本学の研究の興隆を図るとともに、科学研究費助成事業（以下「科研費」）等の競争的資金の獲得推進を目的とするものです。

2026 年度 助成対象研究の公募を行いますので、下記により研究計画書等の応募書類をご提出ください。

I. 応募要件

次の (1) ~ (3) の全ての要件を満たす者が対象となります。

- (1) 応募時に教授、准教授、専任講師、助教又は助手（以下「教員等」）の職位にある者
- (2) 令和 8 (2026) 年度科研費等の競争的資金に研究代表者として応募した者
- (3) 2026 年 4 月 1 日現在で令和 9 (2027) 年度の科研費「若手研究」の応募資格を有する者

※詳細は「科学研究費助成事業 公募要領 若手研究」を確認してください。

II. 応募手続き

公募期間 2026 年 3 月 2 日（月）～2026 年 3 月 9 日（月）

提出書類 関東学院大学若手研究奨励制度 研究計画書（助成金申請書含む）

提出方法 所属の学部等の長（以下「所属長」）を経て研究推進課に提出

III. 決定通知

2026 年 5 月上旬（予定）に通知します。

IV. 応募に際しての留意事項

- 1 研究計画あたりの助成額は 50 万円を上限とします。また、助成金の使途は研究活動に直接必要な経費であり、その取り扱いは、「関東学院大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の取扱規程」及び「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」に準ずるものとします。
- 2 助成期間は単年度とします。
- 3 研究計画を共同で行う場合、共同研究者として若干名を加えることができます。共同研究者については年齢及び職位に制限はありません。
- 4 本制度による助成はあくまで研究活動の一部を補填するものですので、主なるものは学部等予算及び外部資金等によることが必要です。
- 5 1 人の教員等が応募できる研究計画は、年度につき 1 件とします。
- 6 助成額については、審査のうえで調整を行うことがあります。
- 7 本制度への応募者が令和 8 (2026) 年度科研費等の競争的資金において研究代表者等として採択された場合は、競争的資金の過度な集中を避けるため、審査のうえで採否の調整を行うことがあります。

8. 本制度による助成対象者は、科学研究費助成事業応募奨励研究費（再応募支援経費及び論文投稿支援経費）の助成対象にはなりません。
9. 本制度による助成対象者が当該年度においてその他の研究資金に応募する場合、競争的資金の過度な集中を避けるため、学内選考で調整を行うことがあります。

V. 審査結果の開示

審査の透明性の確保及び今後の競争的研究資金への応募に資するため、原則として応募者へ審査結果を開示することを予定しています。

VI. 助成の対象となる者の義務

本制度による助成の対象となる者には、次の各項の義務が生じます。

1. 研究期間終了後に研究活動報告書（収支決算報告書を含む）を提出してください。なお、提出された報告書は、本制度審査委員会による評価又は監査の対象となります。
2. 令和9（2027）年度科研費等の競争的資金に研究代表者として応募してください。なお、令和9（2027）年度科研費等の競争的資金に採択されなかった場合には、次年度以降の競争的資金への採択に向けた継続的な応募に努めてください。
3. 研究成果について、原則として研究期間終了後1年以内に本制度の助成による旨を明記して、印刷公表してください。

VII. 留意事項

1. 研究計画書の採点項目や作成上の留意点については、「研究計画書（助成金申請書含む）チェックリスト」（別紙）をご確認ください。
2. 提出は片面印刷として、ホチキス留めはしないでください。

以上

【問合せおよび提出先】

関東学院大学研究推進課（金沢八景キャンパス SCC 2F）
E-mail: kenkyu@kanto-gakuin.ac.jp
Tel: 045-786-2464（内線：61-4634）
<お問合せ受付時間> 平日9:00～16:00